

日本スポーツ振興センターの手続きについて

学校の管理下における負傷・疾病に対して、初診から治癒までの総医療費が500点（健康保険適用3割負担の場合・・・1,500円）以上の場合に給付される。

ただし、自費扱いとなる医療費や交通事故等相手がいる場合は対象外。

【手続きの流れ】

1. 「災害報告書」を保健室に提出

- ・本人が災害発生時の状況を出来るだけ詳しく記入し、担任、部顧問に押印してもらい保健室に提出する。

2. 「医療等の状況」を医療機関受付に提出

- ・1つの医療機関につき、1ヶ月の診療で1枚必要。病院の受付に記入を依頼する。

注 公費負担医療制度を利用された場合は、必ず該当の制度名に○をして、自己負担額を記入する。(医療等の状況の最下段、または右側に保護者記入欄がある。)

3. 「調剤報酬明細書」を薬局に提出

- ・院外処方の場合は、薬を貰った薬局に記入を依頼する。

4. 「治療装具明細書」を医療機関に提出

- ・医療機関に記入を依頼する。
- ・装具領収書のコピーも保健室に提出する。

5. 「高額療養状況の届」を保健室に提出

- ・1ヶ月の医療費が70,000円（7,000点）を超えた場合

6. 書類を保健室に提出

- ・上記の書類はすべて、保健室に提出する。締め切りは毎月24日。

注 災害発生後2年間手続きをしない場合は、給付対象外となる。

7. 災害給付金の支給

「災害給付金振込口座申請書」に記入し、本校事務室に提出する。給付が決定したら振り込まれる。(申請より約2～3ヵ月後)